

マイナンバー運用開始 遗漏のないセキュリティ対策を

日刊工業産業研究所所長

岡田直樹

社会保障と税の共通番号（マイナンバー）制度の運用が2016年1月から始まる。企業は従業員から個人番号を預かり、役所に提出する社会保障や税の関係書面に記載が義務付けられる。個人番号の保有件数に関係なく、あらゆる企業が情報漏洩防止のための安全管理措置を講じる必要があるが、中小企業では未だに关心が薄く、実務対応が遅れているところも少なくない。

従業員が100人を超える企業は大規模事業者としての安全管理措置を実施しなければならない。中でもこれまで個人情報保護法の規制から除外され、大規模事業者の自覚が乏しい企業は注意がいる。政府と自治体は、こうした企業が早急に準備を進めるよう押ししてほしい。

マイナンバー制度は社会保障、税、災害対策の3分野で複数の機関に存在する個人情報を個人番号で紐付し効率的に利用する仕組み。政府は収入等を正確に把握すれば公正な納税や社会保障給付につながり、業務の効率化で経費も削減できると説明する。利用者にとっても各種の申請手続きで住民票等の必要書類を提出する手間が省けるといった利点があるという。

2015年10月以降、市町村から個人番号が記載された「通知カード」の送付が始まり、住民票を有する全ての個人に12ケタの番号が割り当てられる。通知カードを受け取った個人は、2016年1月以降、市町村に申請すれば、個人番号、氏名、住所、顔写真、電子証明書が記録されたICチップ搭載の「個人番号カード」が交付される。政府は身分証明書の役割にとどまらず、将来的には予防接種履歴等の医療情報や銀行預金口座への適用も想定している。

企業が収集・管理する個人番号は、正社員やその扶養家族にとどまらず、契約社員やパート、アルバイトなど直接雇用する全ての従業員が対象になる。厄介なのは、支払いが発生する社外の個人も対象に含まれることだ。例えば自社で講習会を開き、社外から講師を招けば、講師から個人番号を預かり、謝礼を支払う際の必要書類に記載しなければならない。

個人番号は社会保障や税に関連付けられるため、厳重な取り扱いが求められる。個人番号が含まれる特定個人情報ファイルを故意に漏らしたり、不正アクセスで取得したりした個人には、最も重い刑事罰で「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金ま

たは併科（執行猶予なし）」が科せられる。企業が最も留意すべき点は、従業員が違法行為に関われば、従業員が所属する企業の管理責任まで問われかねないことだ。経営者は「知らなかつた」では済まされない。

ところが個人番号に紐付された特定個人情報の管理には思わぬ盲点がある。従来の個人情報保護法が対象にしてきた個人情報なら法令遵守して利用すればメールマガジンの配信等を通じてビジネスに役立てられるため企業のセキュリティ対策にも自ずと熱が入る。一方、特定個人情報は高い秘匿性が求められるにもかかわらず、企業にとっては生産性向上に直結しないうえ、「行政事務の効率化が主眼」と映り、対策があざなりになりやすい。中小企業では取り扱う個人番号の件数が少ないことも、セキュリティ強化の内発的な動機づけを難しくしそうだ。

企業が情報漏洩を防止するには、基本方針や取扱規定を策定し、組織と技術の両面で安全管理措置を徹底したい。具体的には、個人番号の収集から管理、活用、廃棄までの各段階で取扱責任者を決め、特定の担当者しかマイナンバー情報にアクセスできない仕組みにする。また担当者はパソコン画面や資料を覗き見されないよう座席配置を工夫する、担当者以外の立ち入り禁止区域を設ける等、物理的な安全管理措置も有効だろう。

マイナンバー制度の導入をめぐっては、産業界から「事務負担ばかり増えて…」といったボヤキが聞こえてくる。もともと行政による“やらされ感”が強いところに起きた年金情報漏洩事件。職員によるウィルスメール閲覧が漏えいを招いた日本年金機構の脇の甘さは呆れるばかりだが、企業はこれを他山の石として、遗漏のないセキュリティ対策を講じてほしい。



筆者紹介

岡田直樹（おかだ・なおき）

埼玉県出身、56歳。1984年に日刊工業新聞社入社。記者として金融、電機、情報通信などの産業界、経済産業省、金融庁、内閣府などを担当する。論説委員、南東京支局長、論説委員長などを経て2015年5月から日刊工業産業研究所所長。